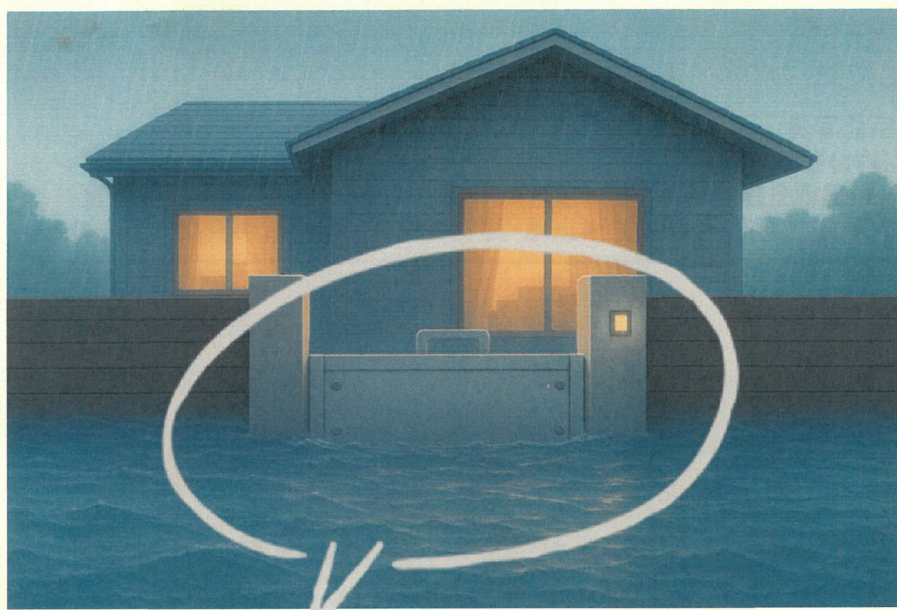


＼ 水害からあなたの家を守りませんか？ /

止水板設置工事・購入に要する
費用の1/2を補助

上限
50万円



■対象

市内に所在する住宅、
店舗、事業所等の所有
者又は使用者



詳細はHPを
ご確認ください

止水板とは・・・

大雨や洪水による浸水を防ぐために、建物等の出入口などに取り付けられる設備です。工事を伴うものから、比較的簡易に設置できるものまで、さまざまな種類があります。

工事による設置例



購入による設置例



下記までお気軽にご相談ください！

申請窓口・お問い合わせ先

四日市市 危機管理課

☎:059-354-8119

〒510-8601 四日市市諏訪町1番5号

✉:kikikanri@city.yokkaichi.mie.jp